

川越市令和2年度民間保育所等整備の概要

1 民間保育所等整備の概要

令和2年度に整備を行い、令和3年度に開園をする民間保育所等について、協議対象に該当する整備計画を検討している場合は、協議を行いますので、協議期限までに担当までご相談ください。

2 協議対象

整備類型	対象	
保育所	整備方法	<ul style="list-style-type: none">・既存の認可保育所の定員拡大・既存の地域型保育事業所の認可保育所への移行※・賃借物件の内装改修による認可保育所の開設
	整備地区	<ul style="list-style-type: none">・旧市地区（川越駅、川越市駅本川越駅周辺地区）・高階地区（新河岸駅周辺地区）・大東地区（南大塚駅周辺地区）・霞ヶ関地区（笠幡駅周辺地区）・名細地区（鶴ヶ島駅～西文化会館周辺地区）
	定員	60名以上
幼保連携型 認定こども園	整備方法	幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行

※現在運営している事業所所在地での増改築に限ります。

3 その他要件

応募者は、法人格を有し、以下の事項に該当することを条件とします。また、保育所の整備予定地は、原則、自己所有としますが、借地でも可能です。その場合は、地上権又は賃借権を設定・登記する必要があります。計画書の提出までに地権者に確約を得てください。

また、保育所の経営を行うために直接必要な全ての不動産について、抵当権が設定されていない、または解除していただく必要があります。

その他、次の要件をご確認ください。

- (1) 本市の保育行政を理解し、運営において積極的に協力する事業者であること。
- (2) 建設計画は、児童福祉法、建築基準法、消防法及びその他の関係法令等を遵守するほか、「川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第53号）」及び「川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第65号）」に基づくこと。

送迎時の駐車場は必ず確保するものとし、事前に関係機関と十分な協議を行ったうえで、計画を策定すること。

- (3) 計画地は、農業振興地域内の農用地区域（青地）を除くこと。また、既存の認可保育所、幼稚園及び地域型保育事業との位置関係に配慮すること。
- (4) 建物及び備品等は、当該保育所における保育以外の目的に使用しないこと。

【社会福祉法人が整備する場合】

- (1) 社会福祉法人を設立して保育所の経営を行う者については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）をはじめとする関係法令等に照らし、社会福祉法人の設立について適正であることと伴に「川越市民間保育所設置認可等実施要綱」の規定を満たすこと。
- (2) 既設の社会福祉法人については、次に掲げる要件全てに該当していること。
 - ①過去の運営実績が良好であり、財務内容が適正であること。
(過去3年間の収支状況が黒字であること。)
 - ②保育所の設備及び運営に当たり、十分な資力を有していること。
 - ③経営者（経営を担当する当該法人の役員）が社会的信望を有すること。

【社会福祉法人以外が整備する場合】

- (1) 事業者が社会福祉法人以外の場合は、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日付児発第295号厚生省児童家庭局長通知）に定める「社会福祉法人以外の者による設置認可申請」に係る審査基準及び「川越市民間保育所設置認可等実施要綱」の規定を満たすこと。また、「社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は学校法人」以外の法人については整備に要する資金の全てを自己資金で負担できること。
- (2) 事業を遂行できる十分な資力、知識、技能能力等を有し、継続的に安定した保育所運営が行えること。
- (3) 資金計画及び事業計画が確実であること。
- (4) 事業者が現に運営している保育所について、所管庁の監査・実地指導等において、重大な指摘を受けていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は構成員でないこと。
- (6) 事業者が民事再生法に規定する再生手続き開始又は破産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。

4 施設整備に係る公的補助

本市では、保育所整備を行う社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人及び、公益財団法人に対し、予算の範囲内において補助制度に基づき助成を行っています。

また、補助金の交付にあたっては、補助財産の処分制限や本市の契約手続きに準拠して発注等を行うなどの条件を付されます。

5 提出書類

相談の際は案内図、整備予定の平面図または現状の建物の平面図をお持ちください。

6 協議期限

令和元年9月30日

7 担当（問い合わせ先）

川越市役所 こども未来部こども政策課 認可・指導担当（市役所本庁舎3階）

TEL：049-224-6278（直通）

FAX：049-223-8786

E-mail：kodomoseisaku@city.kawagoe.saitama.jp